3．貸借対照表計上額及び固定資産税評価額

科目	貸借対照表計上額			固定資産税評価額（参考値）
	前期末残高	当期増減額	当期末残高	
土地	220,086,541,462円	△ 5,670,673,675円	214,415,867,787円	195,001,685,415円
建物	78,303,905,113円	△ 7,388,755,673円	70,915,149,440円	183,130,530,806円

※貸借対照表計上額は、減価償却累計額及び減損損失累計額控除後の金額です。
※固定資産税評価額は、平成26年１月１日現在の課税標準額です。
※当事業年度における主な減少事由は、減価償却、減損損失及び固定資産の売却によるものです。

4．賃貸等不動産に関する収益及び費用等の状況

賃貸等不動産に関する当事業年度における業務収益は20,042,168,974円であり、業務費用は23,745,998,639円（うち、損益外減価償却相当額5,028,512,561円、損益外減損損失相当額833,301,320円）です。

なお、雇用促進住宅の処分により、損益外売却額3,559,494,410円及び損益外除却額2,587,352円が生じております。

〔雇用促進住宅の処分に係る会計処理について〕

雇用促進住宅の処分を行った場合については、機構法附則第５条第６項に基づき、資本金を減少させる会計処理を行っております。

また、当該処分に係る収入について、同条第４項に基づき、厚生労働大臣が定める額を控除して国庫納付を行う場合については、当該控除額を負債の部に「国庫納付控除金預り金」として計上し、当該控除の目的に従った業務の進行に応じて、「国庫納付控除金収益」として収益化しております。

なお、当事業年度における会計処理額は以下のとおりです。

１．資本金の推移

雇用促進住宅の処分を行ったことに伴う、当事業年度における宿舎等勘定の資本金（政府出資金）の推移及びその内訳は以下のとおりです。

当事業年度期首の資本金額	305,441,060,067円
当期増加額	0円
当期減少額	8,629,725,662円
当事業年度期末の資本金額	296,811,334,405円
（減少額の内訳）	
建物（滝川宿舎外　52件）	3,398,211,732円
構築物（滝川宿舎外　42件）	72,478,518円
土地（函館宿舎外　46件）	5,159,035,412円
資本金の減少額	8,629,725,662円

２．雇用促進住宅の処分により生じた収入等に係る会計処理について

⑴　当事業年度に雇用促進住宅の処分により生じた収入額
4,702,577,354円

⑵　⑴のうち、国庫納付控除金預り金として計上した額（機構法附則第５条第４項に基づき厚生労働大臣が定め譲渡収入から控除された額）　895,467,151円

⑶　当事業年度に国庫納付控除金収益として収益化した額及び国庫納付控除金預り金の残高

発生年度	国庫納付控除金預り金期首残高	国庫納付控除金預り金増加額	国庫納付控除金収益への振替額	国庫納付控除金預り金期末残高
平成26年度	0円	895,467,151円	895,467,151円	0円

〔資産除去債務関係〕

１．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　当該資産除去債務の概要

①　石綿障害予防規則（平成17年２月24日公布）に基づく処理義務

当機構が保有している一部の固定資産にはアスベスト（石綿）が使用されており、除去について石綿障害予防規則に基づく処理が義務付けられていることから、当該法的義務に係る資産除去債務を計上しております。

②　不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務

当機構が職業訓練施設等の設置に伴い締結している不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務のうち、その履行時期が明らかになったものについて、当該義務に係る資産除去債務を計上しております。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

①　石綿障害予防規則（平成17年２月24日公布）に基づく処理義務

使用見込期間は、原則として有形固定資産の耐用年数満了時まで（３年から30年）としておりますが、例外として雇用促進住宅についてのみ、譲渡等の期限である平成33年度末と耐用年数満了のいずれか先に到来する時点まで（１年から７年）を使用見込期間としております。資産除去債務の算定にあたり、割引率は0.85％から2.30％を適用しております。

②　不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務

使用見込期間は、平成27年度まで（１年）としております。資産除去債務の算定にあたり、割引率は0.02％から0.32％を適用しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	13,961,082,460円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―
見積りの変更による影響額	△ 344,454,546円
時の経過等による調整額	216,036,339円
資産除去債務の履行による減少額	△ 95,080,028円
当事業年度末残高	13,737,584,225円

⑷　当該資産除去債務の見積りの変更

①　石綿障害予防規則（平成17年２月24日公布）に基づく処理義務

資産除去債務を計上していた雇用促進住宅のうち５住宅及び職員宿舎のうち２宿舎について、当事業年度にアスベストの除去を要しない譲渡取引を行うことが決定したため、資産除去債務を減少させております。

これによる影響額は、△304,913,762円であります。

②　不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務

当機構が職業訓練施設等の設置に伴い締結している一部の不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務について、履行時期が明らかになったこと及び履行義務が消滅したことから、資産除去債務を増加及び減少させております。

これによる影響額は、△39,540,784円であります。

２．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当機構が職業訓練施設等の設置に伴い締結している一部の不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務については、当該義務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、履行時期が明らかになったものを除き、当該義務に見合う資産除去債務を計上しておりません。